

児童福祉施設条例

昭和 39 年 3 月 30 日 条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、児童福祉施設の設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 別表第 1 のとおり、児童福祉施設（以下「施設」という。）を設置する。

(定員)

第 3 条 施設の定員は、別表第 2 のとおりとする。

(入所者)

第 4 条 長野県信濃学園に入所できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第 24 条の 3 第 2 項の規定による障害児入所給付費の支給の決定を受けた者の監護する児童及び法第 24 条の 24 第 1 項の規定による障害児入所給付費の支給がある者
 - (2) 法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による入所措置を受けた児童
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項の規定による支給決定を受けた者の監護する児童及び支給決定を受けた者
- 2 長野県松本あさひ学園及び長野県波田学院に入所できる者は、法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による入所措置を受けた児童とする。

(指定管理者による管理)

第 5 条 長野県信濃学園及び長野県松本あさひ学園（以下「信濃学園等」という。）の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第 6 条 指定管理者の指定は、信濃学園等の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第 7 条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 信濃学園等の名称及び位置並びにその概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第 8 条 第 6 条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、信濃学園等の管理の方法その他の信濃学園等の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第 9 条 第 6 条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であって、県内に事務所を有するものであること。
- (2) 法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守し、適切な管理を行うことができること。
- (3) 指定管理者が行う業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

- (4) 事業計画書の内容が、信濃学園等の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第10条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第11条 長野県信濃学園の指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入所者の入所に関する業務
- (2) 入所者に対する保護
- (3) 入所者に対する日常生活の指導
- (4) 入所者に対する独立自活に必要な知識技能の付与
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) 長野県信濃学園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 長野県松本あさひ学園の指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入所者の入所に関する業務
- (2) 入所者に対する心理学的治療及び生活指導
- (3) 退所者に対する相談その他の援助
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守して行うこと。
- (2) 次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (3) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した入所者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、信濃学園等の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第13条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 入所者等の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、信濃学園等の管理に関し必要な事項

(利用料金)

第14条 第4条第1項第1号又は第3号の規定により長野県信濃学園に入所しようとする者（その者がこれらの規定に規定する児童である場合にあっては、その者の保護者）は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、長野県信濃学園の指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、法第24条の2第2項の規定による内閣総理大臣が定める基準又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号若しくは第30条第3項第1号の規定による主務大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。

(管理の委任等)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 12 月 26 日条例第 56 号）

この条例は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 3 月 16 日条例第 8 号）

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 30 日条例第 6 号）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 28 日条例第 10 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 16 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日条例第 6 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 15 日条例第 6 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 24 日条例第 14 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 8 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 14 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条（中略）の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 17 日条例第 50 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の 児童福祉施設条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第 10 条まで及び第 13 条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日条例第 6 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日条例第 16 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日条例第 9 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 29 年 3 月 23 日条例第 11 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日条例第 7 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第 1) (第 2 条関係)

目的	名称	位置
児童の福祉を目的として、知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導を行い、並びに独立自活に必要な知識及び技能を授ける。	長野県信濃学園	松本市
児童の福祉を目的として、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	長野県松本あさひ学園	松本市
児童の福祉を目的として、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	長野県波田学院	松本市

(別表第 2) (第 3 条関係)

名称	定員
長野県信濃学園	30 人
長野県松本あさひ学園	35 人
長野県波田学院	27 人